

復旧・復興に向けた入札方式の運用見直しについて

平成 25 年 3 月
入札監理課

1 見直しの理由

現在、東日本大震災により緊急を要する災害復旧工事等については、随意契約により速やかに対応しているが、その他の工事においては、通常どおりの入札手続により行われている。

今後、復興工事が本格化するに当たり、早急な整備を促進する必要があることから、入札不調への対策を講じながら入札手続の短縮・簡素化を図るため、復旧・復興に向けた入札方式の運用見直しを行うこととする。

2 見直し内容

① 総合評価方式（復興型）の新設

1) 対象工事

復興・再生事業等に係る工事を対象に実施することができる。

ただし、予定価格が19億4千万円以上の工事を除く。

（平成24年度緊急経済対策に係る工事も対象とすることを可能とする。）

2) 対象金額

設計金額が3千万円以上とする。

（設計金額が3千万円未満の工事は、価格競争によるものとする。）

3) 評価項目及び配点

特別簡易型と同様にする。

4) 公告期間の短縮

公告期間については、質問回答期間等を勘案の上、最大5日間短縮することができるものとする。

② 福島県版復興JV制度の拡充

大規模な災害復旧工事での公募型随意契約における特定JVの取扱い内容を見直した上で、「福島県版復興JV制度」の適用対象工事を拡大する。

1) 対象工事

現在：公募型随意契約による大規模な災害復旧工事

見直し後：復興・再生事業又は災害復旧事業に係る工事

（契約締結の方法を問わない。）

2) 対象金額

現在	：一般土木工事、建築工事	予定価格	5億円以上
	その他工事	予定価格	3億円以上
見直し後	：発注種別にかかわらず一律	予定価格	1億円以上 19億4千万円未満

3) 代表構成員

現在：県内に主たる営業所を有する建設業者であること。
見直し後：(要件の見直しはなし)

4) その他の構成員

現在：地域要件を満たすものであること。ただし、県外に主たる営業所を有する建設業者においては、県内に委任先として登録を受けた支店又は営業所を有する者に限り構成員となることができる。
見直し後：工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。

5) 配置技術者の専任

現在：全ての構成員が工事現場毎に技術者を専任で配置しなければならない。
見直し後：発注者が、全構成員の技術者専任を必要と判断した場合を除き、共同施工を行う場合であって、1者が専任で技術者を配置するときは、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置できる。

③ 公募型随意契約の対象金額の拡大

随意契約によることができる場合の要件はこれまでどおりであるが、復興JV制度の拡充に伴い、公募型随意契約によることができる場合の対象金額を見直す。

現在：予定価格が概ね3億円以上5億円未満の災害復旧工事についてもなるべく準用すること。
見直し後：予定価格が1億円以上5億円未満の復旧・復興工事についても準用可能とする。

④ 地域要件・格付要件

1) 地域要件

現在：入札不調後は、区域を次の段階の地域まで拡大することができる。
見直し後：入札不調後は、現行の地域要件の範囲内で最大の地域まで拡大可能とする。

(入札参加条件等審査委員会の審査省略可)

(例)

一般土木工事の場合(地域要件：管内、隣接3管内、県内)

現在：管内 ⇒ 隣接3管内に拡大可

見直し後：管内 ⇒ 隣接3管内又は県内に拡大可

2) 格付等級

現在：発注する案件に該当する格付等級とする。

見直し後：入札不調に伴い、合冊して発注する案件については、合冊前における全ての案件に参加可能である格付以上の業者を含めることができる。

(入札参加条件等審査委員会の審査を要す。)

(例－1)

一般土木工事の場合(格付等級A・B・C・D)

当初 2,500 万円 (ABC) 追加 800 万円 (BCD)	⇒	合冊 3,300 万円 (現在AB) → (見直し後ABC)
--------------------------------------	---	-----------------------------------

(例－2)

一般土木工事の場合(格付等級A・B・C・D)

当初 8,000 万円 (AB) 追加 2,500 万円 (ABC) 追加 800 万円 (BCD)	⇒	合冊 11,300 万円 (現在A) → (見直し後AB)
----------------------------------------------------------	---	----------------------------------

※ 例－1 の場合Cランク、例－2 の場合Bランクを加えることもできる。

⑤ 提出書類に係る簡素化の試行

この運用は、復興加速化のための特例措置として試行するものであり、不適正な事案が発覚した場合は試行を取り止めることがある。

1) 見積内訳書の取扱い

施工体制事前提出方式を除く全ての入札において、見積内訳書の提出を不要とし、見積内訳総括表のみの提出とする。

2) 総合評価方式における低入札価格調査

落札候補者が調査基準価格を下回ったときは、誓約書の提出をもって低入札価格調査の実施に代えることができるものとする。

また、失格基準に該当する場合は、これまでどおり失格となる。

なお、誓約書に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格制限の対象となることがある。

⑥ 疑義申立期間の設置

入札参加者が、契約締結前に工事発注機関に対して、積算に対する疑義申し立てできる期間を設けることとする。

3 見直しによる効果

1) 復興型における迅速な入札手続（入札期間の短縮）

入札公告から落札決定までの期間を標準型と比較した場合、約2週間の短縮が図られる。

2) 入札不調対策

福島県版復興JV制度の拡充に伴い応札者の増加が見込まれ、また、入札不調後において地域要件・格付等級の拡大が図られることにより、不調件数の減少が期待できる。

3) 入札契約手続の簡素化

復興型の新設及び見積内訳書の提出不要や低入札価格調査に代えての誓約書提出により、入札参加者の提出書類の簡素化による負担軽減が図られ、入札に参加しやすい環境を整えられるとともに、入札事務の軽減も図られる。

4 施行時期

平成25年4月1日以降に公告する案件から施行し、適用期間については復旧・復興の進捗状況を踏まえ判断していくこととする。